

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ………(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………一
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………四
- ………(同)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………六
- ………(同)……………六
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………七
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………七
- 都道の区域変更……………七
- ………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………九
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し(二件)……………九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一〇
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………一〇
- 国土調査の成果の認証(十一件)……………一〇

告示

- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………二
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

●東京都告示第千八百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第九項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 公聴会を行う日時 平成二十八年十一月十五日(火曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一六会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎二十四階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三二七
- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区虎ノ門一丁目十九番五号
所氏名 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合
建築敷地 港区虎ノ門一丁目二百番一
地域地区 商業地域、防火地域、虎ノ門駅南地区地区
等 計画及び都市再生特別地区(虎ノ門一丁目三・十七地区)

申請の概要

工事種別	新築
及び用途	事務所、共同住宅、店舗及び自動車車庫
敷地面積	約一〇、〇六五平方メートル
建築面積	約八、五二〇平方メートル
延べ面積	約一七三、二二四平方メートル
構造及び階数	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上三十六階地下三階
高さ	一八五・四一五メートル
適用条文	建築基準法第四十八条第九項ただし書

●東京都告示第千八百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月七日

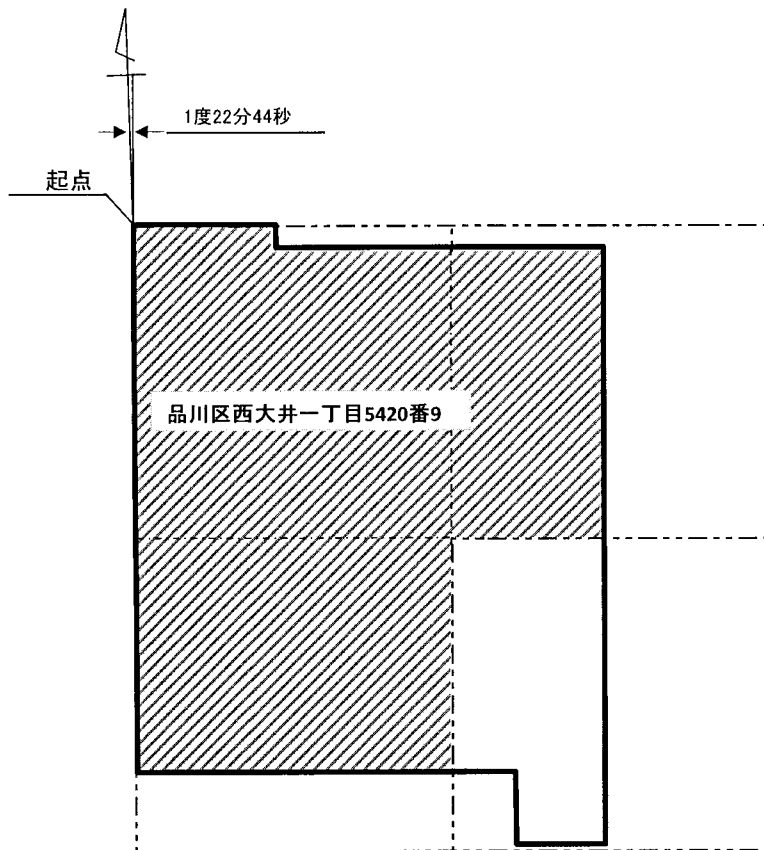
東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

	要措置区域
	調査対象地・筆境界
	単位区画境界線

【起点】
 起点は、品川区西大井一丁目5420番9の最北端とする。

【格子の回転角度:1度22分44秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

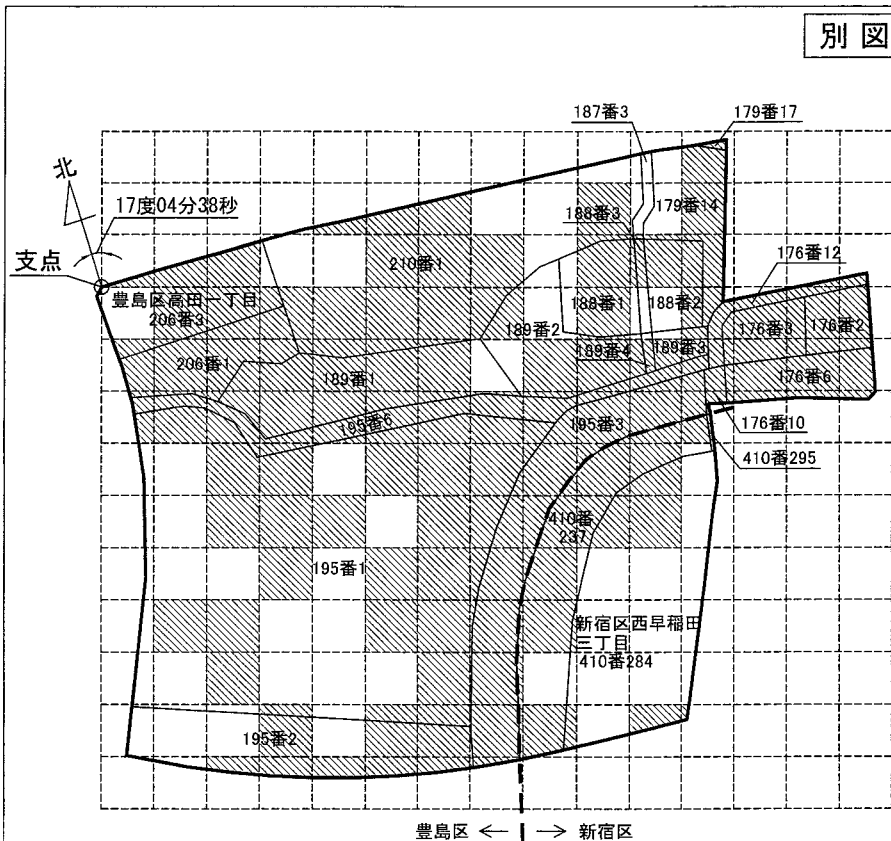
平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（豊島区高田一丁目及び新宿区西早稲田三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

支 点
支点は、豊島区高田一丁目206番3の最北端とする。

格子の回転角度（17度04分38秒）
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百二十四号

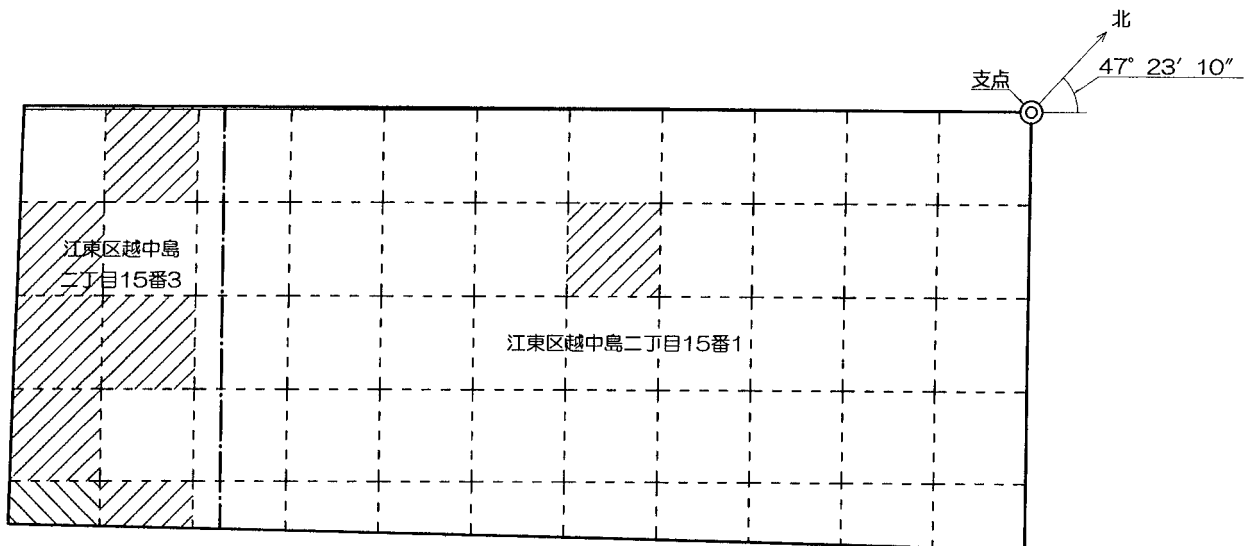
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第百五十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区越中島二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
支点は、江東区越中島二丁目15番1の最北端とする。

【格子の回転角度（回転角度47° 23' 10''）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第千八百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千百十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区南六郷三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



<起点>
起点は、大田区南六郷三丁目12番12の最北端とする。

<格子の回転角度> 14度28分25秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- <凡例>
- : 敷地境界
 - - - : 調査対象地
 - : 筆境界
 - : 単位区画境界線
 - ▨ : 指定を解除する区域
 - ▩ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千八百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百三十
二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

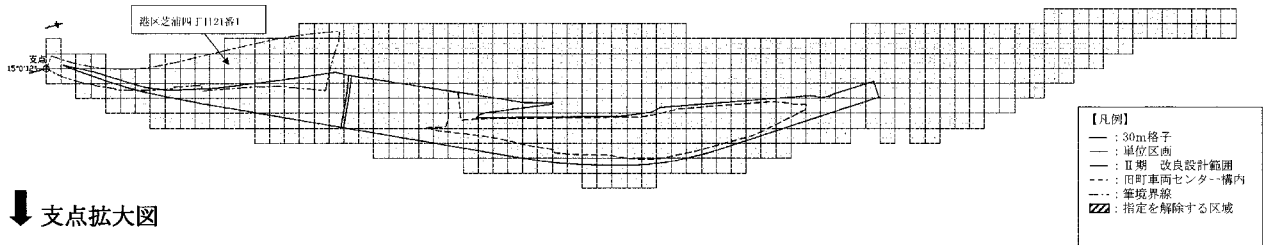
平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

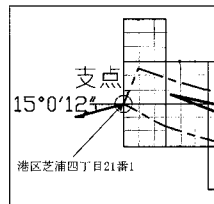
一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区港南二丁目
地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム
化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



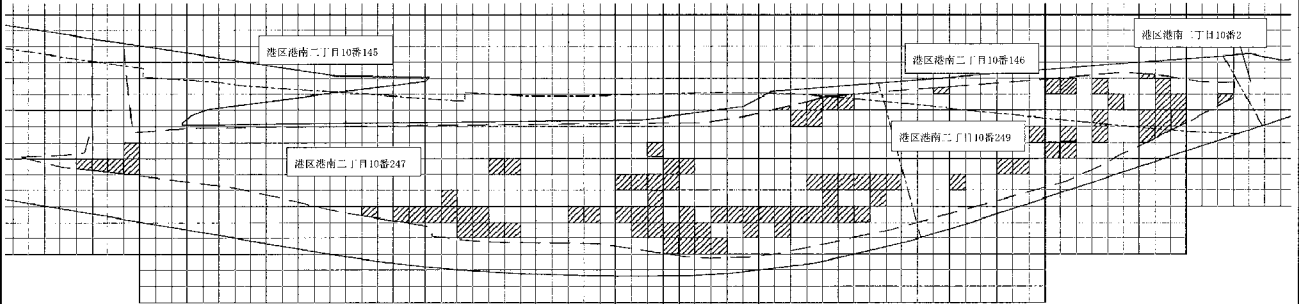
↓ 支点拡大図



全体図

【格子の回転角度(15度00分12秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支點】
支點は、敷地の最北端(港区芝浦四丁目21番1)とする。



拡大図

●東京都告示第千八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市・あきる野市・八王子市・西多摩郡日の出町・同郡奥多摩町・同郡檜原村（以上三市二町一村について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千八百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

府中町田

二 変更の区間
町田市金井町字七号七百八十番一地内から同市本町田字乙六号三千百八番十地先まで

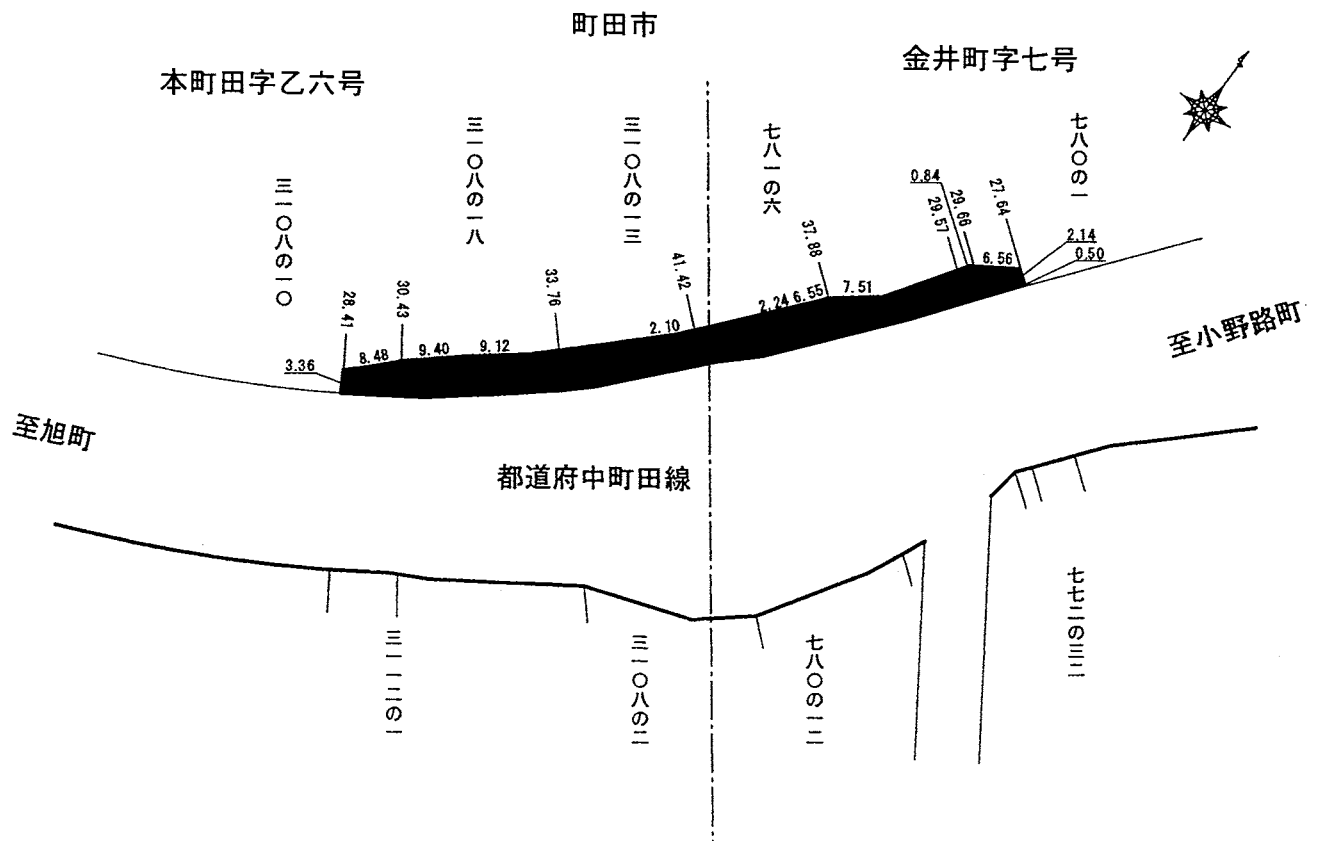
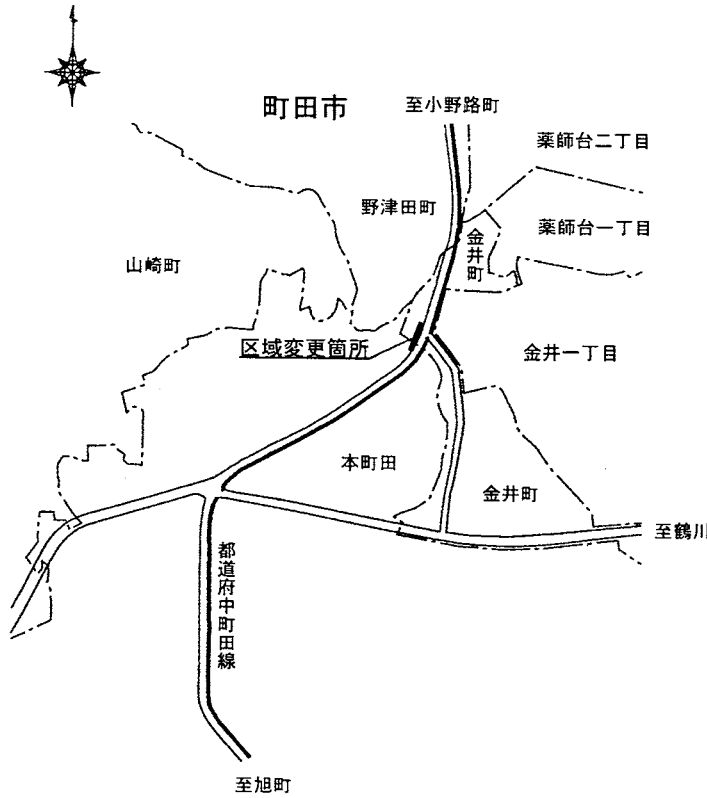
三 変更の概要
別図表示のとおり

別図

都道府中町田線区域変更略図
町田市金井町字七号〜本町田字乙六号



延長 一〇三・四二メートル
面積 五〇九・八五平方メートル



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第375号

警察法（昭和29年法律第162号）第43条の規定に基づく東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号）第9条の規定に基づく東京都公安委員会委員長代理の指名については、平成28年10月20日付けをもって、次のとおりとした。

平成28年11月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

委員長 渡 邊 佳 英
委員長代理 北井 久美子

●東京都公安委員会告示第376号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、平成28年9月30日風俗営業の許可を取り消した。

おつて、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成28年11月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

千代田区神田須田町一丁目34番地 鈴木ビル3階

「麻雀楽園」 黄 爽

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他

(1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

●東京都公安委員会告示第377号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第4号の規定に該当するに至ったので、平成28年9月30日風俗営業の許可を取り消した。

おつて、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成28年11月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

葛飾区東金町一丁目41番5号 カネソーニュービル3階

「SHIMAN-CHU」

高田 高志

2 処分事由

3月以上所在不明

3 その他

(1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安

委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。」ただし、上記①の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 平成二十八年十一月七日
東京都知事 小 池 百合子
- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本外断熱協会

三 代表者の氏名
宮坂 幸伸

四 主たる事務所の所在地
東京都港区芝公園三丁目五番八号 機械振興会館四〇七号

五 定款に記載された目的
この法人はすべての日本に居住する人に対して、省資源、省エネルギーで、安心して健康な日常生活を送ることができ、さらに地球環境を守ることに資する外断熱工法による住宅・ビル・病院等の建設普及を図る事業を行い、我が国社会全体の利益と福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 R i a m i

三 代表者の氏名
奥澤 洋

四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市台町一丁目二十七番二号

五 定款に記載された目的
この法人は、互いに愛し合い、助け合い、大切な存在として尊重し合うキリスト教精神に基づき、全ての人に与えられた使命と目的があることを認め、障害のある人が必要とされる共生社会を目指し、障害者一人ひとりが自分の能力を最大限に生かして、地域の中で豊かに暮ら

していけるように支援することと、障害者の家族に寄り添い、介護の精神的肉体的な負担を軽減できるような家族支援を行なうことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 BE I N G D O I N G

三 代表者の氏名
安江 鈴子

四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区南長崎五丁目二十九番十三号

五 定款に記載された目的
この法人は、研究者、行政、民間支援団体などからホームレス問題に関する資料を収集したり、独自に調査・研究を行う。そして、社会一般のホームレス問題の理解の深化を促し、ホームレスの人々への支援技術の発展と問題の解消に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人外国語ボランティア・コートーク

三 代表者の氏名
田中 康夫

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
 東京都江東区白河三丁目一番十六号

この法人は、我国を訪問し、または滞在する外国人に
 対して、語学学習、日本の生活文化、伝統産業や地域行
 事の紹介等の生活支援と交流・文化広報に関する事業を
 行う。また、コミュニケーション・ツールとしての外国
 語のスキルをもってそれを必要とする人々に対して、通
 訳、翻訳などのサービスを提供する。更に在日、訪日外
 国人と地域住民間の交流促進、知識向上のための架け橋
 として互いに切磋琢磨し、以って江東区、墨田区を中心
 とする東京都東部地区に拠点を置くCBO (Commu
 nity Based Organization)と
 して地域社会に貢献する。これらの事業を通じて、民族
 ・文化や世代を超えて相互交流し、お互いの人権を尊重
 しあえる多民族共存・多文化共生社会の実現、元気で安
 心して暮らせる社会の実現及び国際貢献活動に寄与する
 ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人レインボー国際協会
- 三 代表者の氏名
根岸 恒次
- 四 主たる事務所の所在地
東京都練馬区豊玉上二丁目二十五番七号 ゴールドパ
レス豊玉二〇三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、開発途上国の貧困に苦しむ人々に対して、
 国際協力およびそれに付随する事業を行い、国籍・民族
 ・宗教・思想を超えて、人間の生命の尊厳を遵守し、自
 己啓発と真の世界平和に寄与することを目的とする。
 (以上原文のまま掲載)

国土調査の成果の認証について
 北区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十
 六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土
 調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、
 次のとおり公告する。
 平成二十八年十一月七日

- 一 調査を行った者 東京都知事 小 池 百合子
の名称 北区
- 二 調査を行った期 平成二十二年九月から同年十二月ま
間 で
- 三 成果の名称 北区(西ヶ原三丁目の一部)の地籍
図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 北区西ヶ原三丁目の一部
域
- 五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

奥多摩町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和
 二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき
 国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定に
 より、次のとおり公告する。
 平成二十八年十一月七日

- 一 調査を行った者 東京都知事 小 池 百合子
の名称 奥多摩町
- 二 調査を行った期 平成二十二年七月から平成二十三年
間 三月まで
- 三 成果の名称 奥多摩町(大字川井の一部)の地籍
図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 西多摩郡奥多摩町大字川井の一部
域
- 五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

奥多摩町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和
 二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき
 国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定に
 より、次のとおり公告する。
 平成二十八年十一月七日

- 一 調査を行った者 東京都知事 小 池 百合子
の名称 奥多摩町
- 二 調査を行った期 平成二十三年十一月から平成二十四
間 年一月まで
- 三 成果の名称 奥多摩町(大字梅沢の一部)の地籍
図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 西多摩郡奥多摩町大字梅沢の一部
域
- 五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

奥多摩町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和

二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき
 国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定
 より、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 奥多摩町
 の名称

二 調査を行った期 平成二十四年七月から平成二十五
 年 三月まで

三 成果の名称 奥多摩町(大字丹三郎の一部)の地
 籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 西多摩郡奥多摩町大字丹三郎の一部
 域

五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

奥多摩町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和
 二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき
 国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定に
 より、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 奥多摩町
 の名称

二 調査を行った期 平成二十二年十月

三 成果の名称 奥多摩町(大字大丹波の一部)の地
 籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 西多摩郡奥多摩町大字大丹波の一部
 域

五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和
 二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき
 国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定に
 より、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区
 の名称

二 調査を行った期 平成二十六年一月から同年二月まで
 間

三 成果の名称 世田谷区(世田谷四丁目の一部)の
 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区世田谷四丁目の一部
 域

五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和
 二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき
 国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定に
 より、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区
 の名称

二 調査を行った期 平成二十六年二月
 間

三 成果の名称 世田谷区(大蔵六丁目の一部)の地
 籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区大蔵六丁目の一部
 域

五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

瑞穂町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二
 十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国
 土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定によ
 り、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 瑞穂町
 の名称

二 調査を行った期 平成二十六年九月から平成二十七年
 三月まで

三 成果の名称 瑞穂町(殿ヶ谷・石畑・武蔵の一
 部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷、石畑及び武
 蔵の各一部

五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日

国土調査の成果の認証について

あきる野市における国土調査の成果を、国土調査法(昭
 和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づ
 き国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定
 により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

<p>一 調査を行った者 あきる野市の名称</p> <p>二 調査を行った期間 平成二十六年六月から平成二十七年三月まで</p> <p>三 成果の名称 あきる野市(引田の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地域 あきる野市引田の一部</p> <p>五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日</p> <p>国土調査の成果の認証について</p> <p>町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 調査を行った者 町田市の名称</p> <p>二 調査を行った期間 平成二十五年十月から同年十二月まで</p> <p>三 成果の名称 町田市(大蔵町の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地域 町田市大蔵町の一部</p> <p>五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日</p> <p>国土調査の成果の認証について</p> <p>町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>金子 博</p>	<p>一 調査を行った者 あきる野市の名称</p> <p>二 調査を行った期間 平成二十六年六月から平成二十七年三月まで</p> <p>三 成果の名称 あきる野市(引田の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地域 あきる野市引田の一部</p> <p>五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日</p> <p>国土調査の成果の認証について</p> <p>町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 調査を行った者 町田市の名称</p> <p>二 調査を行った期間 平成二十五年十月から同年十二月まで</p> <p>三 成果の名称 町田市(鶴川三丁目的一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地域 町田市鶴川三丁目的一部</p> <p>五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>金子 博</p>	<p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>武蔵村山市伊奈平六丁目五十八番五</p> <p>立川市砂川町八丁目五十二番地の六ヒラノプレイス三〇一</p> <p>株式会社マエダコーポレーション</p> <p>代表取締役 前田 英彦</p> <p>立川市柏町二丁目五十番一の一</p> <p>立川市柏町二丁目四十九番地の六</p> <p>田中 政吉</p>	<p>一 調査を行った者 あきる野市の名称</p> <p>二 調査を行った期間 平成二十六年六月から平成二十七年三月まで</p> <p>三 成果の名称 あきる野市(引田の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地域 あきる野市引田の一部</p> <p>五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日</p> <p>国土調査の成果の認証について</p> <p>町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>小平市花小金井二丁目七百三十九番一及び同番九</p> <p>西東京市東伏見三丁目六番十九号</p> <p>ティーアラウンド株式会社</p> <p>代表取締役 大橋 博範</p> <p>府中市若松町四丁目八番三十八、同番三十八地先、同番四十一、同番四十二、同番四十三の一部、十一番五、同番六、同番十一及び同番十二の一部</p> <p>府中市若松町三丁目七番地の一</p> <p>村中 準一</p> <p>清瀬市野塩一丁目百三十八番二、同番二十の一部及び同番二十一</p> <p>清瀬市野塩一丁目三百二十八番地</p> <p>有限会社基商事不動産部</p> <p>代表取締役 小原 啓嗣</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づき新設の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>一 調査を行った者 あきる野市の名称</p> <p>二 調査を行った期間 平成二十六年六月から平成二十七年三月まで</p> <p>三 成果の名称 あきる野市(引田の一部)の地籍図及び地籍簿</p> <p>四 調査を行った地域 あきる野市引田の一部</p> <p>五 認証年月日 平成二十八年十月二十四日</p> <p>国土調査の成果の認証について</p> <p>町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年十一月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 八王子みなみ野商業施設
- 二 店舗所在地 八王子市大船町千九番地
- 三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社
- 四 設置者住所 千代田区三崎町三丁目三番二十三号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成二十九年五月三十日
- 七 店舗面積の合計 三千六十五平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 二百七十五台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北西側ほか 九十七台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側ほか 九十平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十七・四六立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南側ほか
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか
- 十七 届出日 平成二十八年九月二十九日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 平成二十八年十一月七日から平成二十九年三月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 (仮称) 八王子高尾商業施設計画
- 二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百五十一
- 三 設置者名 大和ハウス工業株式会社
- 四 設置者住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社三和ほか四名
- 六 新設をする日 平成二十九年六月一日
- 七 店舗面積の合計 二万四千十平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 千七百一台

- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南西側ほか 七百台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 五百二十五平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 四十二・八三立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時三十分
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時三十分
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午後十一時まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 六か所 店舗南側ほか
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで
- 十七 届出日 平成二十八年九月三十日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 平成二十八年十一月七日から平成二十九年三月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 五〇円(一箇月 六、六〇〇円(郵送料を含む)) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

